

# 年度 給与別徴収報告書 に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

												1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
(宛先)岩沼市長  年 月 日提出		給 (特別 徴収 義務 者)	名 称 (氏 名)									特別徴収義務者 指 定 番 号				
			所 在 地 (住 所)									担 当 者	課・係			
			個人番号 又は法人番号										氏 名			
											電 話					
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時 までの給与支払額		
	氏 名		(旧姓)								年  月  日	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6. その他 ( )	1. 特別徴収継続 ↳ 下の①を記入 2. 一括徴収 ↳ 下の②を記入 3. 普通徴収 (理由 )	円		
	個人番号													控除社会保険料額		
	生年月日		大・昭・平 年 月 日		受給者番号									円		
	住 所		給与の支払いを受けなくなった後の住所											円		
													円			

①給与所得者が転勤等により新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を 月分( 月 日納期限分) から徴収することで確認済です。		(新 特別 徴収 義務 者)	フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号		[ ] ・ 新規		
			所在地		担 当 者		課・係		
			法人番号				氏 名		
						電 話			

②給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

※1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一 括 徴 収 の 理 由	給与又は退職手当等 の支払予定月日	一括徴収予定額	
		徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
1. 異動が12月31日以前で、 申出があったため	月 日	円	円
	月 日	円	
	月 日	円	
	一括徴収した税額は、 月分 ( 月 日納期限分)で納入します。		
2. 異動が1月1日以降で、特別 徴収の継続の希望がないため	月 日	円	円
	月 日	円	

※市記入欄	個人コード	異動内容		済期	開始期
		転勤・一括・普徴・取消			
	処理月日	F	M		
	月 日	□	□		
	次年度	F	M		
	有・無	□	□		